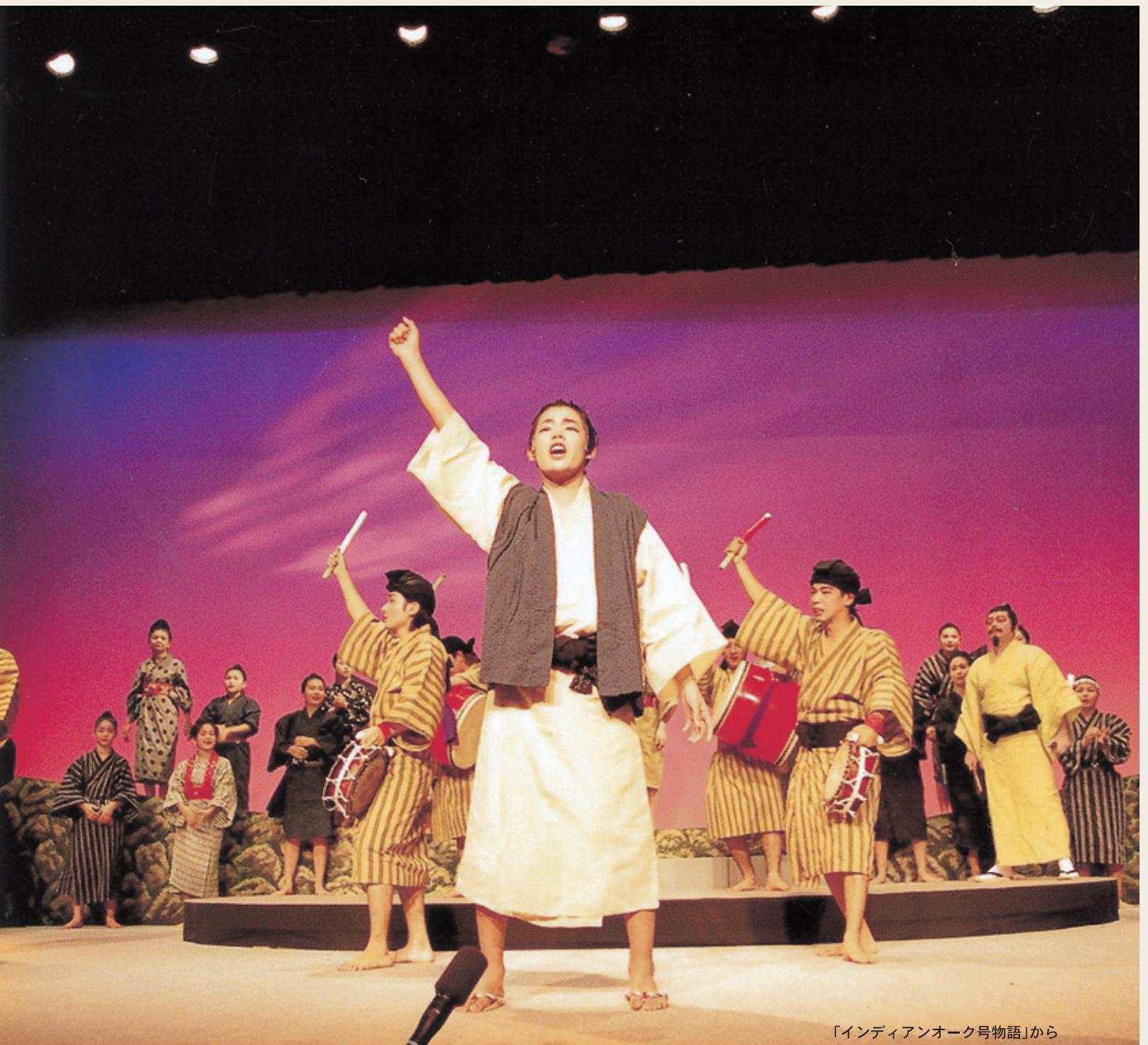




ちやたん町

議会だより



「インディアンオーカ号物語」から

- 暴走行為はダメ
- 条例の一部改正
- 議員定数調査特別委員会設置
- 一般質問

37
2004年6月定例会
発行：2004.7.29

主な内容

ちやたん町議会だより No.37

2004年7月29日発行

発行／北谷町議会
編集／議会広報調査特別委員会
印刷／(株)東洋企画印刷

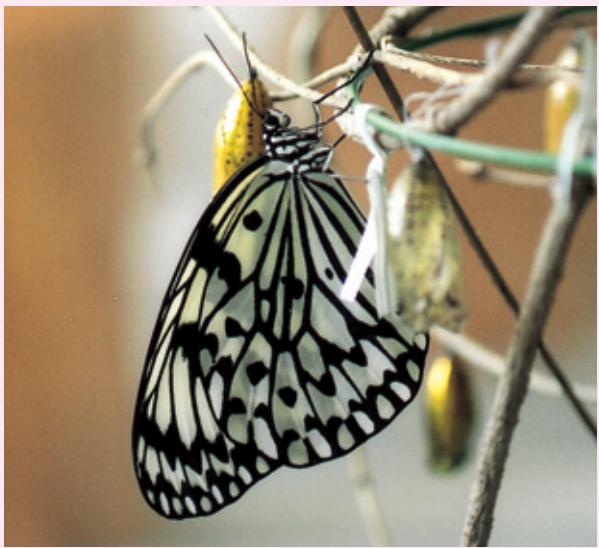
△904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江26番地
TEL (098) 936-3382 FAX (098) 936-9712
HPアドレス：<http://www.chtan.jp>

トピックス

議会棟に蝶の舞い

今定例会中、議会棟に珍客が訪れました。それは海辺の天女と呼ばれる我が国最大級の蝶「オオゴマダラ」です。黄金に輝く美しいさなぎからゆっくりと羽化していく様は、本当に神秘的でした。そしてゆっくりと羽を広げ、静かに、ヒラヒラと、飛んで行く様は、その例えにふさわしく天女を思わせる美しい光景を見せてくださいました。定例会中の張り詰めた緊張した空気の中に、自然界の神秘のドラマが展開されて、ひとときの安らぎを与えてくれました。

事務局職員の心遣いに感謝したい。



暑中お見舞申し上げます

議長 與儀 朝祺

十九世紀、北谷沖で座礁したイギリス船の乗組員を救出した先人の偉業を描いた創作史劇「インディアンオーカ号物語」が5月30日、ちやたん二ライセンター・カナイホールのこけら落とし公演として披露されました。

出演者は町内の小中高生らを中心約60人が参加し、流ちょうな方言と迫真的演技で観客を魅了しました。

この作品は、北谷の歩んできた史実を背景につくられた作品であります。現在をさかのぼること160年余、1840年8月10日、中国浙江省より出航した4隻のイギリス商船、その1隻がインディアン・オーカ号であった。

私たちは、この史実に北谷の先達の精神である博愛の心を学び「北谷肝心（ちやたんちむぐくる）」として、後世に伝えることを使命とした見事な作品でありました。

歓迎
議会傍聴
お問い合わせ
北谷町議会事務局
電話 936-3382
FAX 936-9712

表紙説明

編集後記

△「定例会が終り」「議会だより」の編集作業の始まりです。

定例会中に大型で非常に強い台風6号が沖縄地方に接近し災害等が心配されました。大雨の影響で西海岸一帯に赤土が流れ込み漁協組合が進めていたサンゴ移植事業や漁業に影響がないか懸念されました。移植したサンゴが無事産卵していました。

この定例会が終り、「議会だより」の編集作業で確認されほつとしました。

△編集作業の初日は作業日程の打ち合わせから始める、議案や一般質問の割振りを決め、写真の検討をし、作業の始まりです。

今回の議会だよりでは、暴走行為等の防止に関する条例のほか15件の審議内容の編集作業でした。

「議会だより」が議会と市民の架け橋にほつてゆき、より一層努力してまいります。

△議員一同今後も尚一層努力してまいります。

△議員一同今後も尚一層努力してまいります。

暴走行為はダメ!

北谷町暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例制定(原案可決)



北谷町58号、暴走族。

2 町長は、前項の規定により重点禁止区

認める区域を暴走行為をしてはならない。そのため必要があると

いふ。()として指定することができる場所で、町民の生活の平穏を確保することができる。

【重点禁止区域の指定】

第14条 町長は、道路、公園、広場その他の公衆が出入りすることができる場所で、町民の生活の平穏を確保するため必要があると認められる区域を暴走行為をしてはならない。

【自動車等の急発進行行為の禁止】

第13条 何人も、第2条第3号工に掲げる行為をしてはならない。

走族の名称を刺しゅうした服、暴走族との連帯若しくはその支援を示すような文言を強調するよう刺しゅうした服又は暴走族と同様なデザインの服を見えるように着用すること。

【罰則】

第18条 現に第2条第3号アに掲げる行為をしている者に対し、

重点禁止区域において、

第12条 第1号に掲げる行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

暴走行為をあおることも罰せられます

現在、沖縄県には846、282台の多種多様な自動車が昼夜の区別なく走りつづけています。日常の社会において、物品の流通や人の移動には「クルマ」は不可欠のものです。私たちの生活においても足代わりに「クルマ」を利

用しています。「クルマ」なくして、「生活」は成り立たないと言った具合ですが、一歩間違えば、人様への迷惑はおろか、凶器と化してしまう怖さも併せ持っているのが現実です。

この度、北谷町議会では、町民生活の安全と平穏の確保並びに少年の健全な育成に關することを目的として、「北谷町暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例」を審議し、全会一致で可決致しました。ここに条例の抜粋を掲載して、町民の皆様のご理解ご協力を願い致します。

【目的】

第1条 この条例は、町、町民、保護者、学校、地域の関係団体、事業者、自動車等の所有者及び使用者、施設等管理者並びに道路管理者が一体となつて、暴走族等による暴走行為及び暴走行為をあおる行為をあおることにより、立地看板設置や広報紙等での周知をし地域行政、警察が連携を図りながら対策を講ずる。

【定義】

第2条 この条例において、次に各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴走族 暴走行為をする集団をいう。

(2) 暴走族等 暴走族及び暴走行為を

【町の責務】

ア 道路交通法第68条の規定に違反する行為。イ 省略ウ 公共の場において、正當な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は著しく他人に危険を及ぼし、又はえさせる方法で、自動車等を急に発進させ若しくは急に

【保護者の責務】

第5条 保護者は、その監護に係る少年に關し、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 暴走族に加入させないようにするとともに、暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱されること。

【暴走行為の助長等の禁止】

第12条 2人以上の者が道路、公園、広場その他の公衆が出入りすることができる場所に集合した場合において、当該集合した者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴走行為をしている者に対して声援、拍手、笛笛、手振り若しくは身振りをしていることにより、又は旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ることにより暴走行為をすることがあること。

(2) 暴走行為等を行ふこと。

転回させて走行し、その速度を急激に増加させ、又は自動車等の原動機の動力を車輛に伝達させないで原動機の回転数を増加させ

る行為。

(3) 暴走行為に係わる自動車等に同乗させないこと。

(4) 暴走行為等の見物に行かせないこと。

(3) 暴走行為に係わる自動車等に同乗させないこと。

(4) 暴走行為等の見物に行かせないこと。



北谷町シルバーワークプラザ

(名称と位置)
第2条は名称と位置を規定しています。

名称・北谷町シルバーワークプラザ 位置・北谷上勢頭837番地

(休所日)
第7条 ワークプラザの休所日は次のとおりです。
①日曜日及び土曜日
②国民の祝日③12月29日

(委任)
第20条この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるところが定められています。

詳しい内容のお問い合わせは、議会事務局か北谷町役場総務課、直接ワークプラザへご一報下さい。

北谷町シルバーウィークプラザ完成

施設管理のための条例を原案可決

北谷町シルバーワークの1
クラザの設置及び管理条例に関する条例

(設置)
第1条では健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の確保、高齢者の社会参加と福祉の増進、その能力を活かした活動ある地域社会づくりに寄与するために北谷町シルバーワークプラザを設置することを規定しています。

(開所時間)
第6条 ワークプラザの開所時間は午前8時から午後6時までです。

この条例は全20条とてあります。

(指定管理者による施設の管理)
第5条では施設の管理については法人その他団体で町長が指定する地方自治法で定める指定管理者に行わせることを規定しています。

附則からなつており、公布の日から施行されます。

(利用の許可)
第8条 ワークプラザを利用しようとする者は指定管理者の許可が必要です。

この条例は全20条とてあります。

専決処分

年度毎の改正内容対象者数及び増税額

平成16年度

均等割・2千円から3千円に改正 対象者：7396人
・非課税限度額の引き下げ 対象者：23人
所得割・非課税限度額の引き下げ 対象者：15人
763万8千円

平成17年度

均等割の納稅義務を負う
夫と生計を一つにする妻の均等割分
平成17年度は負担額の $\frac{1}{2}$ ・1,500円の負担
199万8千円

平成18年度

均等割の納稅義務を負う
夫と生計を一つにする妻の均等割分
平成18年度以後は全額3,000円の負担となる。
399万6千円
個人住民税にかかる老齢者控除の廃止による增收分
1800万円

【専決処分の理由】

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律が平成16年3月26日に国会で可決・成立し、3月31日に公布され、4月1日から施行となつたため、議会に提案する暇がなかったためです。

北谷町税条例の一 部を改正

平成18年までに3163万2千円の増税

北谷町国民健康
保険税条例の一
部を改正

国民健康保険税の課税に関する地方税法の主な改正内容

長期譲渡所得にかかる個人町民税の特例に関する改正

土地の長期譲渡にかかる税率を3.4%に引き下げる一方で、他の所得との損益通算及び百万円特別控除を廃止する。

平成17年度以後の個人の町民税に係る主な減税等

- 1 土地・建物等の長期譲渡所得に係る税率の引き下げ 4% → 3.4%
- 2 居住用財産の買い換えの場合の譲渡所得について
 - ① 譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合も譲渡損失の繰越控除制度が適用される。
 - ② 適用期限を平成18年12月31日まで3年延長する。
 - ③ 譲渡損失金額の損益通算・繰越控除（合計所得金額が3,000万円以下の年に限る。）は、その年度及び翌年以後3年間可能。

優良住宅改造等の為に、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例に関する改正
長期譲渡所得金額が：
2千万円以下
税率2.7%
2千万円を越える場合
54万円+（当該所得金額-
2千万円）×3.4%
適用期限を平成21年までとする

答 三位一体改革が進められている中、国が進めている施策を受け入れ税収を上げなければ、地方交付税額に影響する状況であり、今の状況ではやむを得ない処置である。これから財政が厳しい状況の中、市町村議会で議論できる体制づくりについて行政や議会において真剣にとらえて、地方政府に取り組んで行く必要があると考えている。

議会は税を議論する場であるが、今回のように地方議会で議論できるよう法律改正のケイは、提案者である議会の責任を越えて、主張の責任を負う。関係機関としても、地方議会で税条例が十分に求めに行く必要があると思うが町長のお考えを伺いたい。

Q & A

発議

沖縄県においては、去る4月1日、ちゅらうちなー安全なまちづくり条例が施行されました。この条例の目的は、県や県民、事業所等が連携を強化して、犯罪の起りにくい社会環境の設計、児童生徒の安全対策、観光客の安全対策、被害者の支援などを実践して、安全で、安心して暮らせる社会環境を実現しようというものです。

安全なまちづくりに伴う 「ちゅらさん運動」の推進の決議 (概要)

安全・安心は地域住民の日常生活において必要不可欠なものであり、町民一人ひとりが安全・安心に対する意識を高め、自主的かつ日常的に防犯活動を行っていくことが肝要であり、それによって安全・安心なまちづくりが実現できるものと考えられます。

よって、北谷町議会は安全・安心なまちづくりの実現を願い、下記事項について、広く北谷町民に訴えるものであります。

記

私たち北谷町民は、安全・安心なまちづくりを実現するため「ちゅらさん運動」を推進します。
 1 「ちゅらひとづくり」、地域防犯リーダーの育成、地域のあいさつ運動の励行、少年の安全育成、少年が被害に遭わないための活動、少年の居場所づくり。
 2 「ちゅらまちづくり」、学校、通学路等における防犯対策、共同住宅における防犯対策、特定小売り店舗における防犯対策。
 3 「ちゅらゆいづくり」推進体制の整備、防犯情報の提供、安全マップの作成、防犯パトロールの実施、犯罪被害者等に対する支援。

上記のとおり決議する。平成16年6月24日、
沖縄県中頭郡北谷町議会。

Q&A

Q なぜ、学校用務員費をシルバー人材センターに委託したのか。

A 県内で40数件の拉致事件が多発して、登下校や学校周辺の安全問題があり、日中の警備配置、防犯カメラの設置ができないかとの嘆願書がPTA連合会からあり、従来の用務員を警備巡回を兼ねシルバー人材センターへ委託配置を考えた。

Q 学校用務員報酬費が削減補正になっている。学校現場では弊害がでてきていると思うが、どうなっているか。

A 四者連絡会議の中で、校長から是非、警備員の配置をお願いしたいとのことがあり、財政的に厳しい中で、内部で検討を加えシルバー人材センターを活用し校内の巡回を含め、給食の配膳、プリント印刷の手伝いもできるように配置をし、取り組んできたところ、学校の校長からは大変助かっているとのことです。

反対討論

今回の補正是、小中校から用務員を引き上げる予算減額になつていて、シルバー人材センターに委託して校内パトロールに回るということですが、学校現場の先生達の声が聞こえてこない。教育委員会も先生達の声を聞いて、子供達の教育にどういう影響が出ているのかを調べる必要があると思う。教育委員会は、「小中1校づつ実験的にやってみることで予算計上したが、シルバー人材センターに委託して全校で実施したから予算を削る」という予算の計上はおかしい。学校用務員はこれまで先生達の補佐的役目も果たしてきている。きちんと用務員を置いて、学校現場、子供達の教育環境の充実に努めるべきだと考える。

一般会計補正予算

賛成多数可決

補正後の総予算額……………102億4,484万円

歳入

補正額484万円

歳出

国庫補助金 土木費国庫補助金

(東部地域住環境整備調査業務委託に係る補助金)

県支出金

民生費補助金

49万3千円

委託金

24万8千円

合計484万円

【総務費】

金融機関窓口収納手数料1件当たり30円の請求額に対し15円(現行:無料)で決着。

その他補正額:125万円(総額16億9349万4千円)

【民生費】

- 町授産事業所へ入所審査委員会事業費。
- 授産事業所休憩室設計委託料。
- 第1保育所老朽度検査手数料。

その他補正額:536万7千円(総額20億9439万8千円)

【衛生費】

- 特殊機器(チップ化機)操作業務賃金。
- 草木ごみ分別等に伴う委託料。

その他補正額:400万8千円(総額6億5712万6千円)

【労働費】

- シルバー人材センター事務所外交工事費。

その他補正額:745万円(総額4161万4千円)

【商工費】

- 「第40回青年ふるさとエイサー祭り…」主催参画負担金。

その他補正額:72万4千円(総額1億5659万9千円)

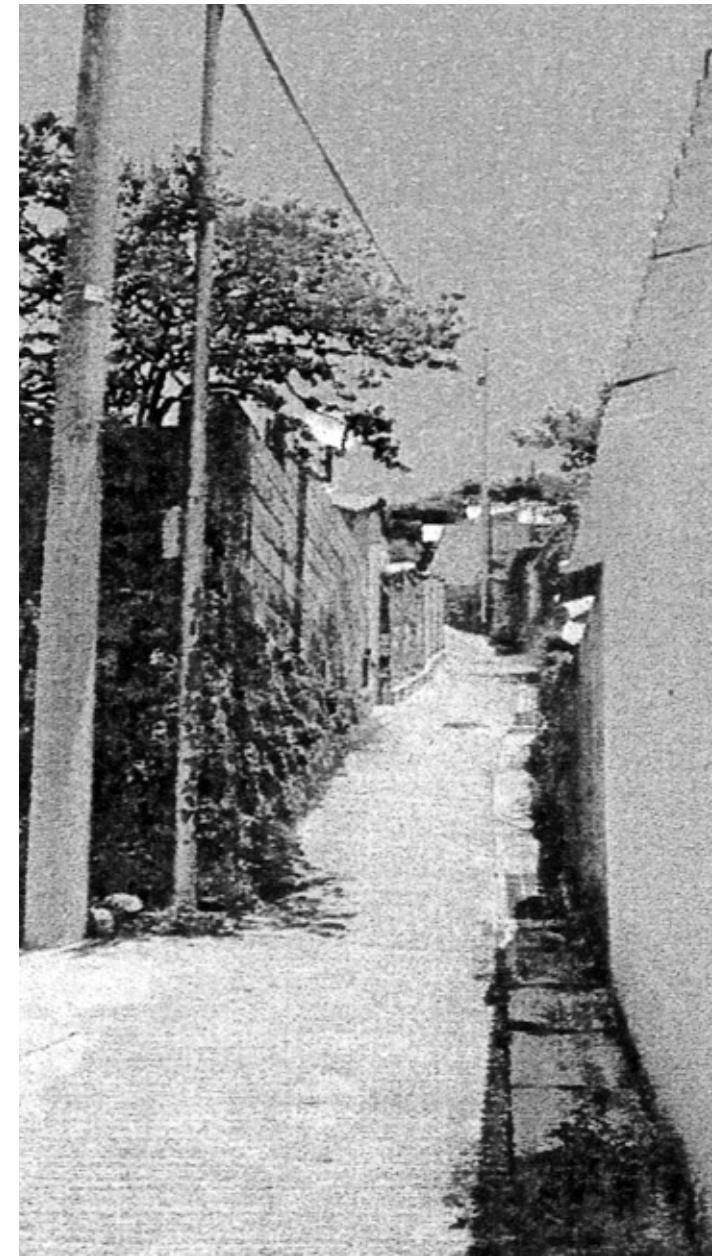
【教育費】

- 小学校の学校用務員をシルバー人材センター委託に伴う非常勤職員報酬減額補正。
- 中学校の学校用務員をシルバー人材センター委託に伴う非常勤職員報酬減額補正。
- 国の文化財指定を受けるための伊礼原C遺跡保全整備基本構想策定業務委託料。

その他補正額:△486万9千円
(総額16億6215万9千円)

【予備費】

補正額:△9,10万円(総額5090万円)



柱環境整備が待たれる東部地域

浜川漁港西防波堤工事請負契約

- 1 契約の目的
浜川漁港西防波堤工事
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約の金額
2億19,45万円
- 4 契約の相手方
有限会社 渡久地組・
有限会社 ソセイ工発
建設工事共同企業体
工期：平成16年12月24
日まで



不動産の取得



- 1 取得する土地
北谷町字宮城1番769
- 2 地 積
5,000平方メートル
- 3 取得金額
3億21,10万円
- 4 取得目的
宮城区屋外運動場用地
- 5 所有者
沖縄県町村土地開発公社



議員定数調査特別委員会設置

議員
提
案

北谷町議会は、平成16年6月定例会において、議員定数調査特別委員会に関する決議を議員提案として提出し可決しました。この決議の目的は、地方分権一括法が施行され行財政改革が進む中において北谷町議会の活性化のため、議員の適正なる議員定数に関する調査を行うための特別委員会です。

可
全会
一
決

設置の内容

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名称 | 議員定数調査特別委員会 |
| 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び北谷町議会 委員会条例第3条 |
| 目的 | 北谷町議会の適正なる議員定数に関する調査 |

現行の町条例は平成14年12月の定例会で、議員定数の上限数26名に対し、22名と定めたところであるが、町議会の議員定数については、町民代表としての議会が、住民の意志を行政に反映する機能を十分發揮でき、かつ、行政改革の視点から、議会の効率的、機能的な運営がなされ、住民の理解が得られるよう、十分な議論の上決定すべきものであり、そのための調査が必要である。

| ■議員定数調査特別委員会 | | | | | | |
|--------------|------|----|------|----|------|----|
| 委員長 | 松島良光 | 委員 | 亀谷長久 | 委員 | 洲鎌長榮 | 委員 |
| 副委員長 | 宮里友常 | 委員 | 照屋宏 | 委員 | 仲地泰夫 | 委員 |
| 委員 | 安里順一 | 委員 | 阿波根弘 | 委員 | 泉朝秀 | 委員 |
| 委員 | 仲村光徳 | 委員 | 亀谷長久 | 委員 | 洲鎌長榮 | 委員 |

提出の理由

地方分権一括法による議員定数の法改正は、地方議会の活性化のため、議員定数を地域の実情に応じた組織・構成の見直しが、弾力的に行えるよう定数基準の弾力化を図つたものである。

A Q 男女共同参画会議の開催状況は実施計画を策定中



与那覇美佐子 議員

問 男女共同参画行政推進本部との合同会議の開催状況は。

答 合同会議は開催されていない。

問 参画会議からの提案事項は、実施計画の策定にどう反映されているか。

答 6月に推進本部へ報告の予定だったが、約2ヶ月程度の遅れの状況。実施計画に反映できるよう調整中。

A Q 生ゴミ減量化対策その後は生ゴミ処理器助成制度の活用を促進



大浜 ヤス子 議員

問 生ゴミ処理器利用者の追跡調査の結果は。

答 44件の生ゴミ処理器補助で、33件の回収率。23の調査項目で、2人以上3人家族の利用者が多く、月平均9kgの処理がされ、家庭菜園や園芸に利用している。

問 チップ化による搬入量の節減は年間どの程度見込まれるか。

答 7月頃の予定。

問 ゴミ資源化への伝達啓蒙は。

答 4種分別で民間の処理業者により、再資源化されている。今後、草木類を資源ゴミとして分別収集し、容器包装リサイクル法の分別区分をし追加検討する。

問 チップ化による搬入量の稼働はいつ頃の予定か。

答 トントン当たり650万円で、年間249万6千円。

問 事業系ゴミ対策は。町の総排出量の43.8%で、年間5712トン。倉浜衛生施設組合は16年度から事業系



チップ機導入によって、草木の資源化が進む

西海岸及び公園施設の管理は

ゴミの処理を有料化し、1kg4円の処理手数料を徴収。町でも許可業者に対しゴミ減量化を促進し、効果的収集運搬体制の確立の指導をする。

答 マイバック運動は、町民が一体となつた推進体制が不可欠であり、婦人連合会からも要請があり、検討している。

答 マイバックの推進は。マイバック運動は、周辺のゴミ対策を講じる必要があると思うが、海岸線に立て看板を設置し、環境パトロールを実施する。

問 西海岸特に港海岸周辺のゴミ対策を講じる必要があると思うが、海岸線に立て看板を設置し、環境パトロールを強化する。

問 周辺のマナー向上・啓発を図ることが必要。立て看板の設置と環境パトロールを強化する。



町道17号線(仮称)の完成予想図

答 52市町村中、26市町村が実施。

問 実践活動を新規に取り組む考えはないか。



大嶺 勇 議員

答 休憩時間については、人事院規則でできる限り、概ね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15分の休息時間をおかなければならぬことになつているのか。いつ設置するのか。

た。

は、人事院規則でできる限り、概ね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15分の休息時間をおかなければならぬことになつている。本町では職員が一斉に休息をとれない状況があることから、休息時間に抱き合わせて改善運動の実践に努めていきたい。

A Q 職員の勤務時間体制は早い時期に週40時間勤務へ移行



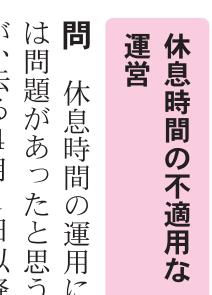
休憩時間の不適用な運営

問 休憩時間の運用には問題があつたと思うが、去る4月1日以降どのような改善がされた。

問 完成時期、開通の見通しは。

答 進捗状況は、比較的容易に整備が可能な

ことは問題がなかったと思われる。しかし、近年人間との均衡を図る上からも、週40時間勤務への変更を考えており、民間との均衡を図る上からも、週40時間勤務への変更を考えており、町職員組合とも十分協議し早い時期に移行していくことを希である。



桑江17号線の進捗状況は

現地米軍から出された使用許可に関する意

地の一時使用について現在、在日米軍において現地米軍から出された使用許可に関する意

道路は桑江中央線終点から米軍施設フエンス手前までの間の窪地に盛り土工事を完成した。

一方、米軍施設内の土地の一時使用について現在、在日米軍において現地米軍から出された使

用許可に関する意

道路の完成と開通は、仮設道路の延長線上に位置する米軍施設内のパイプライン道路を横断するための橋りょう工事が済み次第、通行を確保し、交通安全施設を整備して、平成17年度の開通をめざしている。

一般質問

16 議会だより



新城 幸男議員

A Q 赤土対策の取り組みは発生源の監視を強化する

た経緯と理由は。

歩車分離制御という方式が歩行者と自動車の交錯が全く生じない信号表示により信号を制御する方式をいい、特に公共施設等の付近、又は通学路において同法式を導入し、児童生徒、幼児、高齢者及び身体障害者等の横断時における、安全性の向上と交差点処理能力の改善等を図ることを目指した方式である。

浜川漁港や美浜、浜川海岸の赤土対策は、県及び関係部局との連携を図り、発生源の監視を強化し環境パトロールの体制強化により防止対策に努めていく。

変則交差点の改善策は

宮城2号線、変則道路改善の進捗状況は、周辺の土地使用状況及び交差点の構造等について若干の調整が必要であり、早期に整備を図る必要がある。平成17年度に埋め立て上できるよう建設費に要する財源の確保に努めたい。

北谷町の広報活動の改善策は

家庭内の広報無線の現在の活用状況は、現在は1千台前後が稼働しているものと

思われ本町の現在の世帯数は9、158世帯でその差は8、100世帯となり、現行方式では多額の財源を伴うため各世帯への行政情報伝達は厳しい状況である。

動しているため、聞き取りづらいことや時間に地域の時間差も生じる。特に安全面では広報の内容に気を取られることから住民や作業員の事故等も危惧され、周回もそれぞれ曜日が異なるので、広報周知に調査検討する。

問 塙芥車による拡声テープを利用して広報活動をしたらどうか。
答 塙芥車は常に移動しているため、聞き取りづらいことや時間がかかる複数の内容の広報が伝達できないよう各行政区への塙芥車の巡回もそれぞれ曜日が異なるので、広報周知に調査検討する。



陳情
(採択)
ゆたかな教育を実現するための教育予算の拡充と現行の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての陳情。

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の義務教育費国庫負担制度からの適用除外に反対することについての意見書提出に関する陳述書。

現行の義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書。
養成事項
1. 豊かな教育を実現するため、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 学校事務職員・栄養職員を同制度の対象職員として引き続き堅持すること。

●提出先／内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

一般質問

17 議会だより

Q 普通地方公共団体の長の職務権限はきわめて大きく職務の内容も複雑高度化していることから補助する機関が必要。町長の職務を必要とする問題があるか。

ハブによる被害と脅威を取り除くため、ハブ対策と、その進捗状況は



ハブ捕り器に近づかないように

【提案理由】
基地対策特別委員会の選任
委員に田場健儀議員選出
委員長に照屋宏議員互選

【提案理由】
比謝川行政事務組合議員補欠選挙
固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員に選任されました。



阿波根 弘議員

**A Q 議員定数減問題をどう考えるか
議員提案が望ましいと考える**

本町において助役・収入役の廃止は可能か
答 諸議員定数調査特別委員会の設置について、議員定数減についての執行部提案、議員提案の方法がある。執行部としては議員自ら提案されることが望ましいと考える。

本町において助役・収入役の廃止は可能か
答 普通地方公共団体の長の職務権限はきわめて大きく職務の内容も複雑高度化していることから補助する機関が必要。町長の職務を必要とする問題があるか。

浜川漁港や美浜、浜川海岸の赤土対策は、県及び関係部局との連携を図り、発生源の監視を強化し環境パトロールの体制強化により防止対策に努めていく。

歩車分離制御という方式が歩行者と自動車の交錯が全く生じない信号表示により信号を制御する方式をいい、特に公共施設等の付近、又は通学路において同法式を導入し、児童生徒、幼児、高齢者及び身体障害者等の横断時における、安全性の向上と交差点処理能力の改善等を図ることを目指した方式である。

宮城2号線、変則道路改善の進捗状況は、周辺の土地使用状況及び交差点の構造等について若干の調整が必要であり、早期に整備を図る必要がある。平成17年度に埋め立て上できるよう建設費に要する財源の確保に努めたい。

【提案理由】
基地対策特別委員会のうち瑞慶覧朝義氏が辞職したことにより、1名の欠員が生じ比謝川行政事務組合規約第7条に基づき、補欠議員の選挙を行うものである。

【提案理由】
比謝川行政事務組合議員補欠選挙
固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、1名の欠員が生じ比謝川行政事務組合規約第7条に基づき、補欠議員の選挙を行うものである。

ハブ対策に関する条例が平成12年10月に制定され、これまでの対策としてハブへの注意を促す立て看板の設置、条例に基づく空き地の管理者への雑草等の除去の指導勧告を行ってきた。ハブの生息地をなくすと言うことで、岩穴等の通り道を防ぐためのセメントや砂等を範囲内で助成を行っている。更にハブを捕獲する捕獲器を町内35箇所に設置し、平成15年度には40匹を捕獲している。今後は夏場にむけてハブの活動が活発になることから、地域住民にハブの習性と脅威を周知するため啓蒙、啓発活動を行っていきた

北谷町監査委員選任
名 幸 芳 正 氏
固定資産評価審査委員会委員
指名推薦で
与儀朝祺議員選出
全会一致で同意しました。

目取眞興一氏